改正後	改正前
［152～157　略］	［152～157　同左］
158　削除	158　(1)　栃木県真岡市柳林字北原521－4　(129.10) (2)　栃木県河内郡上三川町大字上郷字上野浦2049－1　(111.10)	北緯36度27分13秒東経139度57分39秒の地点と北緯36度26分54秒東経139度55分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［159～171　略］	［159～171　同左］
172　削除	172　(1)　千葉県成田市赤坂3－2　(105.00) (2)　千葉県佐倉市栄町13－1　(66.60)	北緯35度46分41秒東経140度17分18秒の地点と北緯35度43分30秒東経140度13分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［173～305　略］	［173～305　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十七　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域			1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～125　略］			［1～125　同左］		
126	削除		126	(1)　秋田県秋田市大町4－2－39　(83.10) (2)　秋田県秋田市下新城青崎字折沢42－8　(82.20)	北緯39度42分57秒東経140度06分58秒の地点と北緯39度48分31秒東経140度05分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度48分34秒東経140度05分31秒の地点と北緯39度48分43秒東経140度05分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［127～145　略］			［127～145　同左］		